

海の家

本市における海の家について、次のような視点から質問が行われました。

質問：夜間、海の家は明るい。砂浜は暗いため、街灯やサーチライト等の設置を検討してほしいかがか。

市民活動部長：海水浴場の開設期間中は、海岸の出入り口や川岸に仮設防犯灯を設置しており、夜間の事故防止や避難時の手助けになると考えている。さらに花火大会開催時には、材木座には非常用照明、由比ヶ浜には非常用投光器を出入り口に設置している。

質問：海の家も含め、夜間の防災対策をさらに検討すべきではないか。また、津波のシミュレーション映像を本市でも作成することはできないか。

防災安全部長：照明器具の設置とともに、夜間の避難訓練の実施が効果的と考える。また、シミュレーション映像は被害状況を視覚的に捉えることができる手法であり、防災意識の啓発に有効であることから、国・県・他市の事例を踏まえ、参考として検討していきたい。

質問：クラブ化したイベントが開催された場合、市としての対応は。

市長：海を家の営業に関するルールでは、クラブ営業の禁止が徹底されるよう明確に定めている。また、海の家で実施されるライブなどの全てのイベントについて、近隣自治町内会の代表者を含めたイベント審査会がその内容をチェックすることを定めている。よって、違反があれば是正することが求められる、それが悪質であれば、厳しく対応していくことを検討していかなければならないと思う。

質問：海浜組合連合会の規約には、暴力団の排除に関する項目があるが、審査会や連合会等においてその担保はとれているのか。

市民活動部長：県が定めた海水浴場施設の占用許可に係る審査基準では、暴力団関係者に対し占用許可を行わないと定めており、海の家の出店ができなくなっている。また、全ての海浜事業者が加入する海浜組合連合会では、暴力団関係者は会員になれないことを規約で定めている。さらに、海を家の営業ルールでは利用者が暴力団関係者と判明した場合に、利用を拒否するとしている。

質問：新ごみ焼却施設候補地の2次選定結果について、当該地が4つの候補地のうちの1つに選定された理由

拠点整備部長：都市計画決定に係る公聴会において様々な意見があったこと、また、地元団体から、まちづくり計画への様々な提案があったこと、さらに、新ごみ焼却施設が当該地を候補地の一つとして検討されていることなどへの対応及び見極めのため、手続きを見合わせたところである。

質問：今回、突然、観光厚生常任委員会で、新ごみ焼却施設建設の候補地として、4力所が報告された。候補地になること自体、大きな影響があると考えますが、なぜ、全員協議会などで、議会全体への報告としないのか。

環境部長：候補地の検討については、平成25年12月、生活環境整備審議会の中に、用地検討部会を設置し、市民の意見を聴取しながら、候補地の選定をしている。選定は3次選定まで行っており、2次選定の方法としては、敷地面積、接道などの要件のほか、古都保存法の自然的環境等を踏まえた用地の除外、利用可能な用地がない施設の除外等、基本的な条件のみで選定した結果である。

質問：今回、当該地において、拠点整備部と環境部の業務が競合しており、それについては市長が調整し判断すべきであり、住民はその結果を知りたいと思われるが、今後の対応について聞きたい。

市長：新ごみ焼却施設建設は本市にとって、最重要課題であり、この建設にあたっては厳しい土地事情がある中、4つの候補地で相対評価を行い、最終的に候補地を絞り込んでいきたいと考えている。そうした考え方を権利者の方々にお伝えしていきたい。

緊急質問

深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業

次のような緊急質問が6月27日の本会議最終日において行われました。

質問：深沢地域国鉄跡地周辺総合整備事業について、土地区画整理事業と地区計画に係る都市計画決定手続きを見合わせた理由を聞きたい。

拠点整備部長：都市計画決定に係る公聴会において様々な意見があったこと、また、地元団体から、まちづくり計画への様々な提案があったこと、さらに、新ごみ焼却施設が当該地を候補地の一つとして検討されていることなどへの対応及び見極めのため、手続きを見合わせたところである。

質問：今回、突然、観光厚生常任委員会で、新ごみ焼却施設建設の候補地として、4力所が報告された。候補地になること自体、大きな影響があると考えますが、なぜ、全員協議会などで、議会全体への報告としないのか。

環境部長：候補地の検討については、平成25年12月、生活環境整備審議会の中に、用地検討部会を設置し、市民の意見を聴取しながら、候補地の選定をしている。選定は3次選定まで行っており、2次選定の方法としては、敷地面積、接道などの要件のほか、古都保存法の自然的環境等を踏まえた用地の除外、利用可能な用地がない施設の除外等、基本的な条件のみで選定した結果である。

質問：今回、当該地において、拠点整備部と環境部の業務が競合しており、それについては市長が調整し判断すべきであり、住民はその結果を知りたいと思われるが、今後の対応について聞きたい。

市長：新ごみ焼却施設建設は本市にとって、最重要課題であり、この建設にあたっては厳しい土地事情がある中、4つの候補地で相対評価を行い、最終的に候補地を絞り込んでいきたいと考えている。そうした考え方を権利者の方々にお伝えしていきたい。

質問：候補地の検討については、平成25年12月、生活環境整備審議会の中に、用地検討部会を設置し、市民の意見を聴取しながら、候補地の選定をしている。選定は3次選定まで行っており、2次選定の方法としては、敷地面積、接道などの要件のほか、古都保存法の自然的環境等を踏まえた用地の除外、利用可能な用地がない施設の除外等、基本的な条件のみで選定した結果である。

質問：今回、当該地において、拠点整備部と環境部の業務が競合しており、それについては市長が調整し判断すべきであり、住民はその結果を知りたいと思われるが、今後の対応について聞きたい。

市長：新ごみ焼却施設建設は本市にとって、最重要課題であり、この建設にあたっては厳しい土地事情がある中、4つの候補地で相対評価を行い、最終的に候補地を絞り込んでいきたいと考えている。そうした考え方を権利者の方々にお伝えしていきたい。

質問：候補地の検討については、平成25年12月、生活環境整備審議会の中に、用地検討部会を設置し、市民の意見を聴取しながら、候補地の選定をしている。選定は3次選定まで行っており、2次選定の方法としては、敷地面積、接道などの要件のほか、古都保存法の自然的環境等を踏まえた用地の除外、利用可能な用地がない施設の除外等、基本的な条件のみで選定した結果である。

質問：今回、当該地において、拠点整備部と環境部の業務が競合しており、それについては市長が調整し判断すべきであり、住民はその結果を知りたいと思われるが、今後の対応について聞きたい。

市長：新ごみ焼却施設建設は本市にとって、最重要課題であり、この建設にあたっては厳しい土地事情がある中、4つの候補地で相対評価を行い、最終的に候補地を絞り込んでいきたいと考えている。そうした考え方を権利者の方々にお伝えしていきたい。

質問：候補地の検討については、平成25年12月、生活環境整備審議会の中に、用地検討部会を設置し、市民の意見を聴取しながら、候補地の選定をしている。選定は3次選定まで行っており、2次選定の方法としては、敷地面積、接道などの要件のほか、古都保存法の自然的環境等を踏まえた用地の除外、利用可能な用地がない施設の除外等、基本的な条件のみで選定した結果である。

質問：今回、当該地において、拠点整備部と環境部の業務が競合しており、それについては市長が調整し判断すべきであり、住民はその結果を知りたいと思われるが、今後の対応について聞きたい。

質問：候補地の検討については、平成25年12月、生活環境整備審議会の中に、用地検討部会を設置し、市民の意見を聴取しながら、候補地の選定をしている。選定は3次選定まで行っており、2次選定の方法としては、敷地面積、接道などの要件のほか、古都保存法の自然的環境等を踏まえた用地の除外、利用可能な用地がない施設の除外等、基本的な条件のみで選定した結果である。

質問：今回、当該地において、拠点整備部と環境部の業務が競合しており、それについては市長が調整し判断すべきであり、住民はその結果を知りたいと思われるが、今後の対応について聞きたい。

市長：新ごみ焼却施設建設は本市にとって、最重要課題であり、この建設にあたっては厳しい土地事情がある中、4つの候補地で相対評価を行い、最終的に候補地を絞り込んでいきたいと考えている。そうした考え方を権利者の方々にお伝えしていきたい。

質問：候補地の検討については、平成25年12月、生活環境整備審議会の中に、用地検討部会を設置し、市民の意見を聴取しながら、候補地の選定をしている。選定は3次選定まで行っており、2次選定の方法としては、敷地面積、接道などの要件のほか、古都保存法の自然的環境等を踏まえた用地の除外、利用可能な用地がない施設の除外等、基本的な条件のみで選定した結果である。

質問：今回、当該地において、拠点整備部と環境部の業務が競合しており、それについては市長が調整し判断すべきであり、住民はその結果を知りたいと思われるが、今後の対応について聞きたい。

市長：新ごみ焼却施設建設は本市にとって、最重要課題であり、この建設にあたっては厳しい土地事情がある中、4つの候補地で相対評価を行い、最終的に候補地を絞り込んでいきたいと考えている。そうした考え方を権利者の方々にお伝えしていきたい。

質問：候補地の検討については、平成25年12月、生活環境整備審議会の中に、用地検討部会を設置し、市民の意見を聴取しながら、候補地の選定をしている。選定は3次選定まで行っており、2次選定の方法としては、敷地面積、接道などの要件のほか、古都保存法の自然的環境等を踏まえた用地の除外、利用可能な用地がない施設の除外等、基本的な条件のみで選定した結果である。

質問：今回、当該地において、拠点整備部と環境部の業務が競合しており、それについては市長が調整し判断すべきであり、住民はその結果を知りたいと思われるが、今後の対応について聞きたい。

全員協議会

「最適な資源化のあり方について」

本市のごみ処理における最適な資源化のあり方に関して、6月3日に議会全員協議会を開催し、市長から報告を受け、質疑を行いました。報告の概要は次のとおりです。

「鎌倉市の最適な資源化のあり方について」は、新焼却施設の施設規模等を検討していく上で、品目ごとの資源化のあり方や処理量を検討する必要があるため、廃棄物減量化及び資源化推進審議会に諮問し、平成26年5月30日に答申があったものである。

答申では、循環型社会の形成に係る国等の動向や本市の現状と課題を分析した上で、本市が実施しているマテリアルリサイクルに加えてサーマルリサイクルの観点から、品目ごとにごみ処理量を推計するとともに、環境負荷、経済性、効果、安定的な処理、市民アンケートに基づく市民目線、他市事例の6項目について評価を行い、新焼却施設の稼働後における最適な資源化のあり方について方向性が示されている。

今後、生活環境整備審議会に施設規模等の検討を図る上での基本的な考え方として本答申を示すほか、平成26年度末にはごみ焼却施設基本計画を行政計画として位置付ける予定である。

また、本答申は新焼却施設稼働後の将来の資源化のあり方であることから、平成28年度から平成37年度までの10年間を計画期間とする「第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画」にも反映させていく考えである。

以上、ごみ処理の現状と課題を分析した上で、本市が実施しているマテリアルリサイクルに加えてサーマルリサイクルの観点から、品目ごとにごみ処理量を推計するとともに、環境負荷、経済性、効果、安定的な処理、市民アンケートに基づく市民目線、他市事例の6項目について評価を行い、新焼却施設の稼働後における最適な資源化のあり方について方向性が示されている。

今後、生活環境整備審議会に施設規模等の検討を図る上での基本的な考え方として本答申を示すほか、平成26年度末にはごみ焼却施設基本計画を行政計画として位置付ける予定である。

可決した決議

議会は、6月27日の本会議において次の決議を行いました。
北朝鮮による日本人拉致問題の真相究明と早期の全面解決を求める決議

平成26年5月29日、日本国政府は北朝鮮との間で、政府認定の北朝鮮による拉致被害者のみならず、民間団体の独自調査による拉致の疑いが排除されていない失踪者、合計800人超に及ぶ方々についても調査することに合意した。

調査対象者には鎌倉市に在住・在勤していた方も2名存在し、北朝鮮による日本人拉致問題は我が国の外交・安全保障問題のみならず鎌倉市及び鎌倉市民にとっても平穏な生活を脅かすことであると認識するところである。

よって日本国政府には、国際社会との連携を図りつつ、再発防止に向けた取り組みを進めるとともに、2名の鎌倉市民、鎌倉市在勤者を含む特定失踪並びに拉致被害の真相究明と北朝鮮による日本人拉致問題の早期の全面解決を強く求める。

以上、決議する。
平成26年6月27日
鎌倉市議会

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関することについて、意見書を国会または関係行政庁に提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として関係機関に送付しました。

集団的自衛権行使を容認する憲法解釈についての意見書

集団的自衛権については、過去、内閣法制局長官が、憲法第9条のもとで許容される自衛権は自国を守るための必要最小限の範囲であり、集団的自衛権はこの範囲を超える旨の政府答弁を行っており、政府も一貫してこの立場を貫いてきた。

しかしながら、安倍首相は、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告書に基づき、集団的自衛権の行使容認に向けた憲法解釈を閣議決定することで、自らの一存で憲法解釈を変更できるとの立場を示した。

そもそも憲法は、首相を初めとする国家権力を厳格に拘束するものであるから、一内閣が憲法の解釈を勝手に変えるなど、国家権力自らがその拘束を解くことは、我が国の立憲主義の原則に反することになる。

国民主権の立場で国家権力を制限し、国民の人権を守るのが憲法の本質的役割であり、立憲主義の原則であるという憲法の本質に照らしても、憲法の解釈変更は権力者の恣意に任せられることがあってはならない。

よって、政府におかれては、国民的議論を踏まえ慎重な審議を行い、立憲主義の立場から、閣議決定のみによる憲法解釈の変更を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成26年6月27日
鎌倉市議会

鎌倉市議会からのお知らせ

◇かまくら議会だより 音声版・点訳版のご案内
「かまくら議会だより」は、鎌倉朗読・録音奉仕会と鎌倉市点訳赤十字奉仕会のご協力により、音声版(収録テープ・デイジー)と点訳版を作成しています。ご希望の方は議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。

◇請願・陳情の出し方
市民の皆さんの意見・要望を、市議会を通して行政に反映させる制度として請願と陳情があります。請願は1人以上の紹介議員の署名が必要ですが、陳情は不要です。提出に当たっては、所定の様式があるため、事前に議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。

提出の締め切り…提出はいつでも可能ですが、定例会初日の前日までに提出された場合はその定例会で審査し、それ以降の提出の場合は次回定例会での審査となります。

鎌倉市議会事務局
議事調査担当
電話：0467(23)3000 内線2448
FAX：0467(23)5825
メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp

本会議・委員会映像公開中です！

鎌倉市議会では、本会議及び各常任委員会等について生中継を行っています。(録画映像も見ることができます)

鎌倉市議会ホームページはこちら！
http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gikai/ または、
鎌倉市議会 検索